

MT 車 教習生の皆様へ

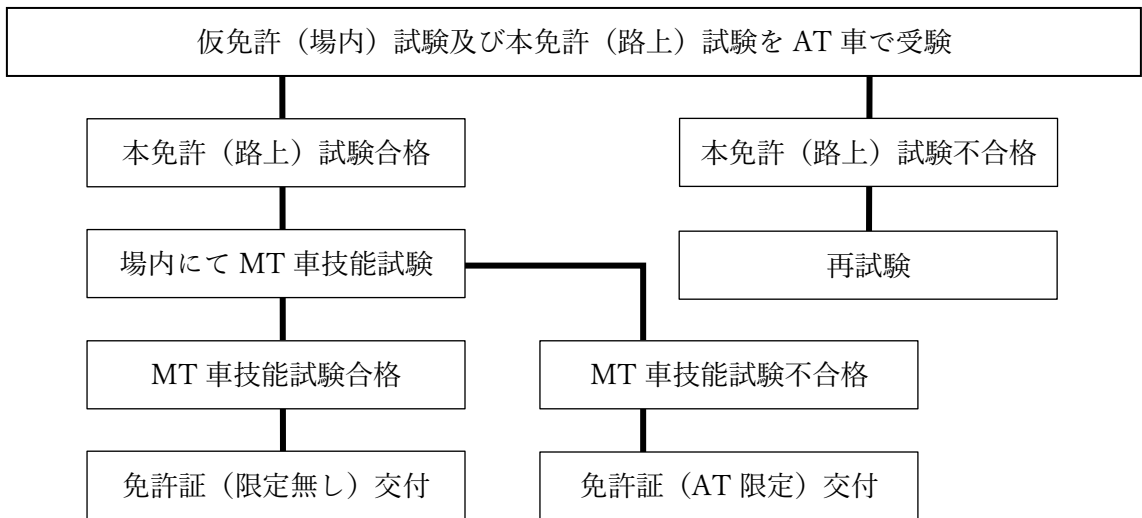
MT 免許取得に関する大切なお知らせ

道路交通法の改正に伴い、2025年4月1日より運転免許センターで実施されるMT車の技能試験が変わります。(現時点、受験中の方も同様です)。

-----変更点-----

MT 免許を希望される方は、まず“AT 車”で仮免許（場内）試験、及び本免許（路上）試験を受験し、本免許（路上）試験合格後、場内でクラッチ・ギア操作に係る項目（現行のオートマチック限定解除審査に相当）の技能試験をMT車で受けることになります。二種免許希望の方も同様にAT車で本免許（路上）試験を受験し、合格後にMT車で場内の技能試験を受けることになります。

尚、本免許（路上）試験合格後、MT車で場の内試験が不合格だった場合はAT限定の運転免許証が交付されます。



※注意※

仮免許（場内）試験合格後に発行される仮免許証はAT限定となります。MT車で路上教習することはできません。MT車で路上教習をご希望の場合は、免許センターで申請をすると、仮免許証のAT限定解除試験を受けることができ、合格後はMT車で路上教習ができるようになります。

ご不明な点、ご質問等ありましたらご連絡くださいませ。現在教習中の方にはご不便をお掛けしますが何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。